

大切な事業を 未来へつなぐ

日本企業の約99%を占める中小企業は、日本経済を支える重要な存在だ。雇用の受け皿としての役割も大きい。しかし、中小企業の経営者の多くが事業承継に課題を抱えているとされる。後継者がいないことから廃業を余儀なくされる例も増えてきた。手塩にかけて育ててきた事業を未来へつなぐにはどうすればよいか。オーナー社長は専門家に相談しながら、早期かつ効果的な対策を講じることが求められる。

対策しなければ廃業の恐れも

日本企業では経営者の高齢化が進んでいる。全国の経営者の平均年齢は60歳前後に達しているところ、近年は、近い将来、多くの企業が事業承継のタイミングを迎える。しかし、具体的な事業承継対策を実施している企業は決して多くない。毎日の業務で手一杯の場合もあれば、「先の話だからまだ考へなくてよい」話題にしつぶくない。どう様々な事情で先送りにしていく例が多いようだ。

何の対策もないままオーナー社長に一方のことがあり、相続が発生する事態になれば、残された家族や従業員、取引先は途方に暮れてしまう。事業の継続に支障をきたし、最悪の場合、廃業に追い込まれる恐れもある。長年培ってきた高度な技術なども失われかねない。事業承継はオーナー社長の社会的責任として取り組むべき経営課題といえる。

中小企業庁の「事業承継ガイド」

を踏まえると、60歳頃には事業承継に向けた準備に着手する必要がある」としている。円滑な事業承継のために、相応の時間をかけた対策の実施が不可欠だ。

相続税の基礎控除額が縮小された。

基礎控除額は3,000万円+60

0万円×法定相続人の数となり、法定相続人が配偶者と子ども2人

の場合、相続財産が4,800万円

を超えると相続税がかかる。最高

税率も50%から55%に引き上げら

れた。資産をより持っている人は

ど相続税の負担が重くなったり

と、相続税の負担が重くなったり

といふ。

中小企業庁の「事業承継ガイド」

を踏まえると、60歳頃には事業承継に向けた準備に着手する必要がある」としている。円滑な事業承継のために、相応の時間をかけた対策の実施が不可欠だ。

相続税の基礎控除額が縮小された。

基礎控除額は3,000万円+60

0万円×法定相続人の数となり、法定相続人が配偶者と子ども2人

の場合、相続財産が4,800万円

を超えると相続税がかかる。最高

税率も50%から55%に引き上げら

れた。資産をより持っている人は

ど相続税の負担が重くなったり

と、相続税の負担が重くなったり

といふ。

中小企業庁の「事業承継ガイド」

を踏まえると、60歳頃には事業承継に向けた準備に着手する必要がある」としている。円滑な事業承継のために、相応の時間をかけた対策の実施が不可欠だ。

相続税の基礎控除額が縮小された。

基礎控除額は3,000万円+60

0万円×法定相続人の数となり、法定相続人が配偶者と子ども2人

の場合、相続財産が4,800万円

を超えると相続税がかかる。最高

税率も50%から55%に引き上げら

れた。資産をより持っている人は

ど相続税の負担が重くなったり

と、相続税の負担が重くなったり

といふ。

中小企業庁の「事業承継ガイド」

を踏まえると、60歳頃には事業承継に向けた準備に着手する必要がある」としている。円滑な事業承継のために、相応の時間をかけた対策の実施が不可欠だ。

相続税の基礎控除額が縮小された。

基礎控除額は3,000万円+60

0万円×法定相続人の数となり、法定相続人が配偶者と子ども2人

の場合、相続財産が4,800万円

を超えると相続税がかかる。最高

税率も50%から55%に引き上げら

れた。資産をより持っている人は

ど相続税の負担が重くなったり

と、相続税の負担が重くなったり

といふ。

中小企業庁の「事業承継ガイド」

を踏まえると、60歳頃には事業承継に向けた準備に着手する必要がある」としている。円滑な事業承継のために、相応の時間をかけた対策の実施が不可欠だ。

相続税の基礎控除額が縮小された。

基礎控除額は3,000万円+60

0万円×法定相続人の数となり、法定相続人が配偶者と子ども2人

の場合、相続財産が4,800万円

を超えると相続税がかかる。最高

税率も50%から55%に引き上げら

れた。資産をより持っている人は

ど相続税の負担が重くなったり

と、相続税の負担が重くなったり

といふ。

中小企業庁の「事業承継ガイド」

を踏まえると、60歳頃には事業承継に向けた準備に着手する必要がある」としている。円滑な事業承継のために、相応の時間をかけた対策の実施が不可欠だ。

相続税の基礎控除額が縮小された。

基礎控除額は3,000万円+60

0万円×法定相続人の数となり、法定相続人が配偶者と子ども2人

の場合、相続財産が4,800万円

を超えると相続税がかかる。最高

税率も50%から55%に引き上げら

れた。資産をより持っている人は

ど相続税の負担が重くなったり

と、相続税の負担が重くなったり

といふ。

中小企業庁の「事業承継ガイド」

を踏まえると、60歳頃には事業承継に向けた準備に着手する必要がある」としている。円滑な事業承継のために、相応の時間をかけた対策の実施が不可欠だ。

相続税の基礎控除額が縮小された。

基礎控除額は3,000万円+60

0万円×法定相続人の数となり、法定相続人が配偶者と子ども2人

の場合、相続財産が4,800万円

を超えると相続税がかかる。最高

税率も50%から55%に引き上げら

れた。資産をより持っている人は

ど相続税の負担が重くなったり

と、相続税の負担が重くなったり

といふ。

中小企業庁の「事業承継ガイド」

を踏まえると、60歳頃には事業承継に向けた準備に着手する必要がある」としている。円滑な事業承継のために、相応の時間をかけた対策の実施が不可欠だ。

相続税の基礎控除額が縮小された。

基礎控除額は3,000万円+60

0万円×法定相続人の数となり、法定相続人が配偶者と子ども2人

の場合、相続財産が4,800万円

を超えると相続税がかかる。最高

税率も50%から55%に引き上げら

れた。資産をより持っている人は

ど相続税の負担が重くなったり

と、相続税の負担が重くなったり

といふ。

中小企業庁の「事業承継ガイド」

を踏まえると、60歳頃には事業承継に向けた準備に着手する必要がある」としている。円滑な事業承継のために、相応の時間をかけた対策の実施が不可欠だ。

相続税の基礎控除額が縮小された。

基礎控除額は3,000万円+60

0万円×法定相続人の数となり、法定相続人が配偶者と子ども2人

の場合、相続財産が4,800万円

を超えると相続税がかかる。最高

税率も50%から55%に引き上げら

れた。資産をより持っている人は

ど相続税の負担が重くなったり

と、相続税の負担が重くなったり

といふ。

中小企業庁の「事業承継ガイド」

を踏まえると、60歳頃には事業承継に向けた準備に着手する必要がある」としている。円滑な事業承継のために、相応の時間をかけた対策の実施が不可欠だ。

相続税の基礎控除額が縮小された。

基礎控除額は3,000万円+60

0万円×法定相続人の数となり、法定相続人が配偶者と子ども2人

の場合、相続財産が4,800万円

を超えると相続税がかかる。最高

税率も50%から55%に引き上げら

れた。資産をより持っている人は

ど相続税の負担が重くなったり

と、相続税の負担が重くなったり

といふ。

中小企業庁の「事業承継ガイド」

を踏まえると、60歳頃には事業承継に向けた準備に着手する必要がある」としている。円滑な事業承継のために、相応の時間をかけた対策の実施が不可欠だ。

相続税の基礎控除額が縮小された。

基礎控除額は3,000万円+60

0万円×法定相続人の数となり、法定相続人が配偶者と子ども2人

の場合、相続財産が4,800万円

を超えると相続税がかかる。最高

税率も50%から55%に引き上げら

れた。資産をより持っている人は

ど相続税の負担が重くなったり

と、相続税の負担が重くなったり

といふ。

中小企業庁の「事業承継ガイド」

を踏まえると、60歳頃には事業承継に向けた準備に着手する必要がある」としている。円滑な事業承継のために、相応の時間をかけた対策の実施が不可欠だ。

相続税の基礎控除額が縮小された。

基礎控除額は3,000万円+60

0万円×法定相続人の数となり、法定相続人が配偶者と子ども2人

の場合、相続財産が4,800万円

を超えると相続税がかかる。最高

税率も50%から55%に引き上げら

れた。資産をより持っている人は

ど相続税の負